

デジタルソリューション推進事業
(デジポックとやま)

Digi-PoC TOYAMA

ウェルビーイングな世界を切り拓く

実証実験プロジェクト募集要領

この公募は、富山県の令和5年度デジタルソリューション推進事業「Digi-PoC TOYAMA ウェルビーイングな世界を切り拓く」において、富山県が抱える地域課題をデジタルソリューションで解決する事例を創出し、ビジネスモデルの構築につなげる実証実験プロジェクトに取り組む事業者を募集するものです。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が本事業の運営業務を受託しております。

令和5年6月
富山県

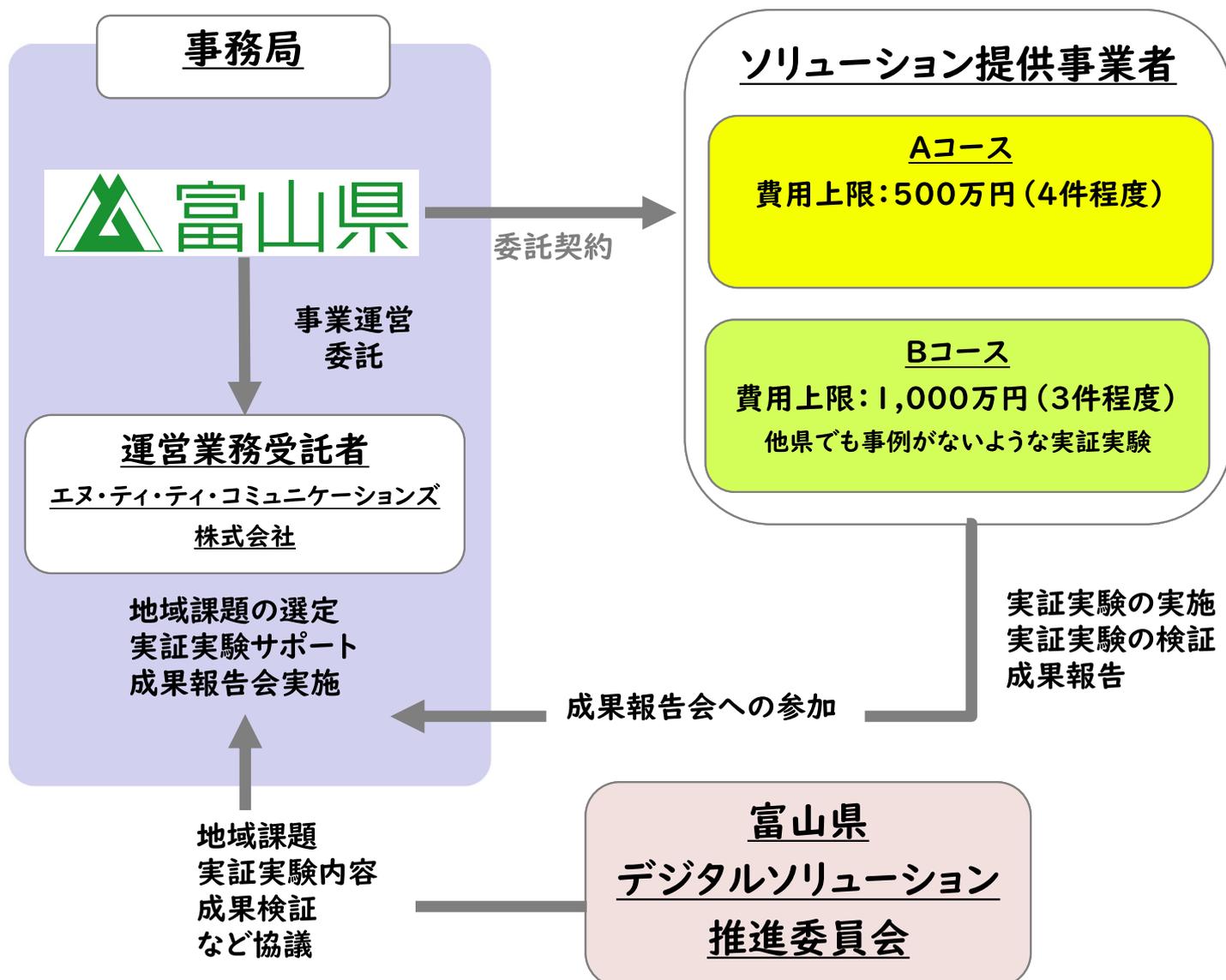
第1 事業目的

実証実験プロジェクト（以下「実証実験」という。）の実施を通じて、本県が抱える地域課題をデジタルソリューションで解決する事例を創出し、ビジネスモデルの構築につなげることで、本県における産業・地域社会のDXを推進することを本事業の目的としています。

第2 事業スキーム

本事業は、公募によって採用された実証実験に取り組む事業者（以下「ソリューション提供事業者」という。）と富山県（以下「県」という。）が委託契約を締結し、県が実証実験にかかる費用を交付するものです。

実証実験の実施にあたり、ソリューション提供事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「運営業務受託者」という。）から必要に応じてサポートを受けることができます。



第3 応募資格

応募資格は、次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 法人格を持った団体であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 富山県内において事業展開を行っている、または行おうとしていること。
- (5) 提案する実証実験について、同一年度内に国や他自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (7) 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- (8) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- (9) 別紙1『「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」参加のための同意・誓約事項』の内容に同意・誓約すること。

第4 募集する実証実験

別紙2の実証実験テーマに対して、IoT、AI、5G等のデジタル技術を活用した実証実験を募集します。

審査により採用されたソリューション提供事業者と県は、委託契約を締結します。

(1) 委託業務の内容

委託契約締結後、以下の①～⑤に沿って実証実験及び成果報告を行ってください。

① 実証実験の実施

- ・運營業務受託者のサポートのもと、必要に応じて内容のブラッシュアップ（県内企業・高等教育機関等との連携を含む）、事前調査等を実施の上、実証実験を実施する体制を整備し、実施してください。
- ・実証実験を開始する際には、県と共同でプレスリリースするなど情報発信を行ってください。

② 実証実験の進捗管理

- ・実証実験（ソリューション提供事業者が再委託契約を締結したものを含む）について、主体となって進捗管理を実施し、令和6年2月29日（木）までに実証実験を完了させてください。
- ・月に1回程度の頻度で運營業務受託者へ実証実験の進捗報告を行ってください。また、必要に応じて運營業務受託者が開催する県への進捗を報告する会議へ参加してください（オンラインでも可）。

③ 成果報告会への参加

- ・令和6年3月に県が開催する実証実験プロジェクトの成果報告会で成果報告を行ってください。

④ 実証実験のビジネスモデル化のための検討・提案

- ・実証実験の成果を踏まえたビジネスフローなど、新たなビジネスモデル化のための取組みについて、運營業務受託者のサポートのもと、取りまとめてください。

⑤ 実証実験プロジェクトの取りまとめ

- ・実証実験プロジェクトの内容、成果の取組内容を報告書として取りまとめ、県及び運營業務受託者に提出してください。

(2) 実証実験にかかる費用と委託契約期間

① 費用

Aコース(費用上限500万円): 県のDX推進が促されるような実証実験

Bコース(費用上限1,000万円): 他県でも事例がないような実証実験

- ・県のDXが促されるような実証実験のうち、特に、他県でも事例がないようなものは、Bコースとなります。
- ・本事業への応募の際、各実証実験テーマに対して、Aコース、Bコースのいずれかを選択することができますが、審査にあたり、事務局から提案内容や見積額等についてヒアリングすることがあります。なお、採択件数はAコースが4件程度、Bコースが3件程度です。
- ・委託費用は、実証実験に必要となる人件費、報償費(実証実験協力者等への謝礼など)、旅費、需用費(消耗品購入など)、役務費(通信費など)、委託料、使用料及び賃借料が対象です。なお、資産性のある機器・備品の購入にかかる費用は対象となりません。

② 委託契約期間

- ・契約期間は締結日から令和6年3月29日(金)までとします。

(3) 実証実験のフィールド

- ・実証実験を実施する場所は、富山県内とします。
- ・実証実験フィールドの調整にあたっては、運営業務受託者がソリューション提供事業者と県内企業、高等教育機関等との連携などをサポートします。
なお、本事業は県有施設を実証実験の場として保証するものではありません。

第5 スケジュール

令和5年6月2日(金)	募集開始
令和5年7月13日(木)	募集締切
令和5年7月中旬	1次審査
令和5年7月下旬	2次審査
令和5年8月上旬	契約締結、実証実験の開始
令和5年11月	中間報告
令和6年2月29日(木)	実証実験の終了
令和6年3月	成果報告

第6 応募方法

(1) 募集期間

令和5年6月2日(金)～令和5年7月13日(木)

(2) 申し込み

県の特設サイト「Digi-PoC TOYAMA」(以下「特設サイト」という。)の実証実験応募フォームから7月13日(木)までに応募してください。

(3) 提出書類

次の書類の必要事項を記入し、特設サイトの実証実験応募フォームへ添付してください。

① 応募者情報(特設サイトよりダウンロード)

② 応募フォーマット(特設サイトよりダウンロード)

- ・実証実験の概要
- ・ビジネスモデル
- ・ソリューション概要
- ・体制
- ・実証実験のスケジュール
- ・社会実装に向けたロードマップ
- ・事業計画
- ・審査基準への適合性
- ・会社の事業概要
- ・類似案件の受託実績に関するPR資料

③ 概算見積書(様式任意)

- ・本委託業務の実施に伴う全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を算出し、見積書を作成してください。
- ・積算の詳細内訳がわかるように記載してください。

④ 別紙1「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」参加のための同意・誓約事項(特設サイトよりダウンロード)

第7 ソリューション提供事業者の決定

(1) 審査方法

① 1次審査

- ・提出された書類等により、書類審査を実施します。
提案内容等について、事務局からヒアリングすることがあります。

② 2次審査

- ・1次審査を通過した応募者は、提案内容について10分程度の発表を行っていただきます(オンラインでも可)。2次審査の詳細は、1次審査通過者に別途通知します。
- ・審査は、外部有識者等で構成する「富山県デジタルソリューション推進委員会」の意見を踏まえ、県が決定します。

(2) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページに採択事業者の名称及び実証実験の概要を公表します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

(3) 契約

採用されたソリューション提供事業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、提出書類の内容から変更・修正する場合があります。

(4) 審査の基準
下表のとおり。

審査項目

評価内容

企画
提案
内容

地域・
新規性

- ・本県の地域課題に理解があり、課題解決につながる実証実験をイメージできているか
- ・想定する実証実験の内容に地域課題解決に即した独創性や新規性、革新性があるか

社会的
影響

- ・提案されたソリューションは、どの程度地域社会の生活改善や経済活動の促進に貢献できるか

汎用性

- ・多くの顧客がニーズを抱え、ターゲットにできるようなソリューションか
- ・検証地域のみならず、他地域でも効果を発揮できるソリューションか

実現
可能性

- ・社会実装に向けて、技術的に実現が可能であるか
- ・実現までの計画・期間が妥当であるか

持続
可能性

- ・行政の補助なしで、民間だけでも収益化可能な持続可能性のあるソリューションか
- ・ランニングコストが具体的に設定されているか

連携体制

- ・実証実験の遂行に際し、県内企業・高等教育機関等との連携体制の構築が可能か
- ・連携体制に県内での今後の発展活躍が期待できるか

第8 留意事項

- (1)次に掲げる場合については応募を無効とします。
- ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 募集要領に関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (2)応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、県及び運営業務受託者が審査にあたり必要な範囲内で共有、利用します(応募情報は、募集期間後に県から運営業務受託者へ共有いたします。)。個人情報を事前の承諾なく、県及び運営業務受託者以外の第三者に提供することはありません。
- (3)本公募への応募に要する全ての費用は応募者負担となります。
提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4)応募及び実証実験の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (5)委託業務より作成した成果物(県に引き渡す機器、ソフトウェアがない場合は、成果報告書(実証実験中に取得したデータを含む)に限る。)及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

第9 問合せ先

「Digi-PoC TOYAMA」事務局

主催：富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課運営業務

受託者：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

お問い合わせはすべて特設サイトの「お問い合わせ」からお願いいたします。

「富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA」

参加のための同意・誓約事項

当社は、下記の内容に同意・誓約のうえ、富山県デジタルソリューション推進事業 Digi-PoC TOYAMA（以下、「本事業」という。）への参加を申し込みます。

記

1. 本事業の「募集要領」の記載事項に同意の上、内容を遵守します。
2. 応募にあたって提供する提出書類（以下、「応募書類等」という。）の内容に相違はありません。
3. 富山県、運營業務受託者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT Com」という。）、富山県デジタルソリューション推進委員会、本事業で当社が連携を希望・想定する団体・事業者（以下、「関係者」という。）に対し、秘密情報（知的財産権に関する秘密情報を含む。）又は個人情報（以下、併せて「秘密情報」という。）を開示する場合には、当社の自己の判断でその開示の可否を決するものとし、開示した秘密情報は、本事業の実施に必要かつ相当な範囲で、県及び運營業務受託者が任意に使用することに同意します。
4. 関係者の活動に起因して、秘密情報の漏洩等、当社に何らかの損害が発生したとしても、それが本事業の実施に必要かつ相当な範囲の活動である限り、関係者は当社に対し如何なる賠償責任も負わないことを確認します。
5. 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - (6) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。
 - (7) 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
 - (8) 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生

手続き中もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者。

- (9) 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者。
 - (10) 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同業第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者。
 - (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者。
 - (12) 国税及び地方税を滞納している者。
 - (13) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 13 条第 1 項 10 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）。
 - (14) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
6. 1 及び 2 の誓約に違反することが判明した場合、または、5 に相違があることが判明した場合、並びに富山県及び NTT Com の信用を失墜するような行為が判明した場合、NTT Com による事前の通知等なしに、当社の本事業への参加を取消されることに同意します。
 7. 6 の定めに基づき、NTT Com が当社の本事業への参加を取消した場合、当社は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても富山県及び NTT Com に請求致しません。
 8. 6 の定めに基づく取消権の行使の有無にかかわらず、当社が 5 に相違があることが判明したことに起因して富山県及び NTT Com に損害が生じた場合、当社は、富山県及び NTT Com が被った損害について、賠償請求に応じるものとします。

以上

令和 年 月 日

【申込事業者】

住 所 （所在地）〒 _____

事業者名 フリガナ
（法人名） _____

フリガナ
（代表者名） _____

※ご提出いただいた情報は適切に管理し、本事業運営のために利用いたします。

申込責任者及び担当者

・申込責任者 役職・氏名 _____（連絡先 — — ）

・担 当 者 役職・氏名 _____（連絡先 — — ）

※申込責任者と担当者は同一人でも結構です。

- 1 観光地の利便性向上
- 2 公共交通の満足度向上
- 3 中山間地域における生活の利便性向上
- 4 企業の脱炭素経営推進
- 5 製造業のデジタル化・DX推進
- 6 建設業のデジタル化・DX推進
- 7 教育の充実
- 8 自治体業務の効率化・働き方改革推進

実証実験プロジェクトの募集内容

1

概要

テーマ	1 観光地の利便性向上
現状	<p>①立山黒部アルペンルートは、コロナ前には年間100万人が訪れる国際的山岳観光ルートである。</p> <p>②かつては、ゴールデンウィークや紅葉時期の繁忙期に、立山駅におけるケーブルカーの切符購入や乗車のための混雑が発生し、数時間に及ぶ待ち時間解消が課題となっていたが、乗車時間を指定して予約するWEBきっぷの導入により改善された。</p> <p>③一方、WEBきっぷを事前予約した観光客が乗車時間前に訪れたものの、駅周辺に複数ある駐車場の空き状況が駐車場まで行かないと分からず、駐車スペースを探し回る間に乗車時間に遅れてしまうケースがある。</p> <p>④各駐車場の確認や誘導は、運輸事業者職員が巡回して行い、手作業で立て看板の満空表示を変えている。</p> <p>⑤立山黒部アルペンルート訪問者のうち、富山地方鉄道立山線の利用が少ない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内や周辺道路での渋滞・立ち往生・違法駐車対策、空きのある駐車エリアへのスムーズな誘導など、観光地のアクセス・滞在環境・周遊性・安全確保を図ることが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ スムーズな移動により、観光地での体験を充実させるプロジェクト (例) カメラ映像をAI解析することで駐車場の混雑状況や待ち時間が分かるツール、公共交通の促進、自動車に代わる先進モビリティなど

概要

テーマ	2 公共交通の満足度向上
現状	<p>①本県は車を保有する世帯の割合が高く、県民の地域交通の利用頻度については、あまり利用しないが40%弱、全く利用しないが50%強など、多くの方には利用されていない。</p> <p>②全国的に、路線バスに対する不満として「遅延」が挙げられているが、県内でも、朝夕のラッシュ時間帯の平均遅延時間は約7分となっており、日常的に遅延が発生している。</p> <p>③県では、令和元年から県内全域のバス路線にGPS機能を持った機器を取り付け、インターネット上でバス遅延情報等のデータ配信を行う「とやまロケーションシステム」の運用を開始している。</p> <p>④運用開始から4年が経過し、とやまロケーションシステムで配信するバス遅延情報等のデータが蓄積してきているが、当該データをバスの遅延軽減のために活かしていない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスの運行ダイヤや乗継ぎが便利で、誰もが利用しやすく、円滑に移動できる公共交通サービスを実現することが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性・満足度を向上させ、多様な世代の利用を促進するプロジェクト (例) バスロケーションデータや人流データの分析による遅延が少ないダイヤ作成など

概要

テーマ	3 中山間地域における生活の利便性向上
現状	<p>①人口減少や高齢化により食品など生活必需品を提供する店舗が減少している。</p> <p>②移動スーパーが、週1・2回巡回している地域がある。</p> <p>③ドローン物流は、電波環境や、運搬量、採算性等の問題があり、現状では陸上輸送の方が有利。道路網も整備されている。</p> <p>④いわゆる「物流の2024年問題」（時間外労働の上限規制に伴う、ドライバー1人あたりの走行距離減少）及びドライバー不足により、中山間地域における生活の利便性低下が懸念される。</p> <p>⑤県では、ネットスーパー利用拡大の動きも踏まえ、中山間地域における持続可能な物流モデル（共同配送・再配達削減など）の早期実装に取り組むこととしている。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 買い物の“足”を持たない高齢者等が今後も増えると想定され、身近な場所で好きなときに食品等の生活必需品を買い物できるよう、採算性を確保しながらサービスの充実を図ることが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が身近な場所で買い物できたり、免許返納した高齢者が容易に移動できるなど、日常生活の利便性を向上させるプロジェクト (例) 移動販売事業者と連携した無人キャッシュレス店舗の運営など

概要

テーマ	4 企業の脱炭素経営推進
現状	<p>①エネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者には、国への報告制度があり、毎年平均 1%ずつの削減目標の設定や、取組み結果の報告等が義務付けられている。一方で、報告義務がない中小企業等は、大多数が二酸化炭素排出量を把握していない。</p> <p>②国際的にもカーボンニュートラルに取り組む流れの中、自社内の排出量削減だけでなくサプライヤーに対しても削減を要求する企業が増えており、本県の基幹産業である製造業が今後も取引先として選ばれ続けるためには、排出量の把握・削減・脱炭素経営の導入を行う必要がある。</p> <p>③県内では、アルミ産業において、工程の一部の排出量やカーボンフットプリントを見える化する取組みが始まっているものの、他の業種ではサプライチェーン全体での取組みは広がっていない。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体でカーボンニュートラルに向けて取り組むため、中小企業等の脱炭素経営を推進し、企業の評価・価値を高めることが課題となっている。 中小企業では人手の不足や知識・スキルの不足により社内実施体制の構築が難しいことが課題となっており、導入しやすい簡易なツールや仕組み等による支援が必要である。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の脱炭素経営を推進するプロジェクト (例) 中小企業等が二酸化炭素排出量の算定、削減シミュレーションを簡易に行うことができ、対外的な公表や県への報告等も可能なツール・仕組みの構築など

概要

テーマ	5 製造業のデジタル化・DX推進
現状	<p>①富山県は、日本海側屈指の工業集積で優れた産業基盤を有するが、製造業は既存のシステムが定着しており、デジタル化への対応が追いついていない。</p> <p>②特に中小製造業では、限られた人員及びコスト面で新しいシステムの導入に対する負担感が大きく、導入に消極的になることから、事業者間にデジタル化の格差が生じている。</p> <p>③既にIoTを導入してデータの蓄積がある企業でも、AIには着手できておらず、効率化の余地が大きい。</p> <p>④生産計画の決定や納期の回答などは、経営者や生産計画担当者が長年積み上げたノウハウや経験から判断しているケースが多い。</p> <p>⑤小ロット多品種を生産する現場では、同一製品を作ることは少なく、多数のラインで同一製品を大量生産する大企業と違い、データの蓄積が乏しい。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 中小製造業では、生産計画の決定や納期の回答等の仕事が属人化しており、柔軟な決定・変更が難しいことが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 中小製造業におけるAI活用による生産管理を推進するプロジェクト (例) 中小製造業の多品種少量生産に、AI・データサイエンスを活用した生産管理・業務効率化など

概要

テーマ	6 建設業のデジタル化・DX推進
現状	<p>①全国的に建設業の就業者数が減少（ピーク時比29.2%減）する中、本県の就業者の年代割合は、30歳代が10.3%で全国を4.6ポイント下回っている一方、60歳以上は28.1%で2.4ポイント上回っており、高齢化が進行している。</p> <p>②他産業では一般的になっている週休二日の確保が十分ではないため、総労働時間が長くなっており、低い労働生産性が指摘されている。</p> <p>③こうしたことから、県の土木部発注工事では、ICT活用工事の試行、現場体験会、オンラインセミナーを実施し、ICTの活用・普及による生産性の向上を図っている。この取組みを加速させたい。</p> <p>④建設現場の確認は、遠隔（ウェアラブルカメラ）での臨場を試行しているが、特に効果が期待される中山間地において、通信環境の確保ができないことが多い。</p> <p>⑤県工事では、通信環境の確保のために仮設の光ケーブル・アンテナを設置することは費用面から難しい。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 建設業・就業者等のICTツールの活用、ICT環境の整備を一層推進し、生産性を向上させることが課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 建設業がデジタル技術を活用して、働き方改革や生産性向上を推進するプロジェクト （例）リモートでの現場作業・研修用の作業体験を可能とするツール、衛星データを活用して情報の管理・提供を効率化するシステムの構築など

概要

テーマ	7 教育の充実
現状	<p>①本県では、社会全体のDX加速に応じた教育環境のデジタル化によるICT教育の推進等に総合的・計画的に取り組むため、去る3月に「富山県学校教育情報化推進計画」を策定し、ICTを活用して児童生徒の力を最大限に引き出すなど、教育をより良い方向に変革することを目指している。</p> <p>②昨年度は、全県立学校に情報通信技術支援員を派遣し、各学校の要望に応じた研修会を実施するなど、1人1台端末によるICTを活用した指導力向上に取り組んでいる。</p> <p>③一方、高い有用性が期待される特別支援教育における活用については、先進のICT機器を導入して教育の充実を図りたいが、現場教職員にとって各機器の有用性の実感が乏しい現状がある。</p> <p>④昨年度は、「特別支援教育ICT活用パイロット事業」を実施し、人型ロボット等を活用したプログラミング学習やVRゴーグルを活用した体験型学習等を一部の特別支援学校で行った。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人のニーズに応じた効果的・効率的な教育の実施が課題となっている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用して特別支援教育を充実させるプロジェクト （例）メタバース空間におけるコミュニケーション・ソーシャルスキルトレーニングの実施、教職員の自作アプリやコンテンツなどの共有ポータルサイト、など

概要

テーマ	8 自治体業務の効率化・働き方改革推進
現状	<p>①県では、昨年2月に策定した「富山県成長戦略」の中心に、「ウェルビーイング」（収入や健康といった外形的な価値だけでなく、キャリアなど社会的な立場、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられること。主観的な幸福度を重視。）の向上を掲げており、去る1月には「ウェルビーイング指標」を公表した。</p> <p>②県民のウェルビーイング向上を図るために、指標を意識しながら一層の業務効率化や県民サービスの向上に取り組む必要がある。効率的で質の高い仕事を通じて、県民のウェルビーイングが高まるとともに、職員自身も、やりがいや意欲が向上し、ウェルビーイングが高まる好循環を生み出したい。</p> <p>③6月中には、生成AI（チャットGPT）の活用について、庁内でワーキングチームを立ち上げ、活用事例の整理や情報漏洩対策など、導入する場合のルールづくりに関する検討を開始する。</p> <p>④県庁の働き方改革の取組みを市町村にも横展開していきたい。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化や働き方改革を推進するため、生成AI（チャットGPT）の活用に関する情報資産の取扱いルール等を整理し、低廉なコストで運用することが課題となっている。 行政サービスの質の向上を図るためにも、新たな技術を上手に活用していくことが求められている。
募集するプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 県庁をフィールドに、生成AI（チャットGPT）を活用した業務改善・働き方改革を図るプロジェクト（例）県民や職員のウェルビーイング向上に繋がるような県庁業務でのチャットGPTの活用など

ウェルビーイング指標の全体像

ウェルビーイング指標の体系

10 指標・・・総合2 指標、分野別 7 指標、つながり指標

